

メディキット県民文化センター(宮崎県立芸術劇場)音楽祭ホームページ リニューアル業務企画提案競技(プロポーザル方式)実施要領

1 目的

メディキット県民文化センター(宮崎県立芸術劇場)(以下「甲」という)の音楽祭ホームページを、劇場の再オープンおよび音楽祭第 30 回の節目に合わせてデザインを一新し、より「魅力的に」「見やすく」「わかりやすい」サイトとなるようリニューアルすることで、より多くの人に音楽祭の魅力を PR し、一層の集客を図る。

特に機能については、コンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を採用し、職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、正確さと利便性を図るものとする。

2 概要

(1) 主な業務内容

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- ・サイト構成企画および設計業務
- ・ページの作成とデザイン

【必要なコンテンツ】

宮崎国際音楽祭について(ご挨拶、メインビジュアル、テーマを含む)、
プログラム、出演者、チケット、グッズ、協賛社、お知らせ一覧、アクセス

- ・スマートフォン対応設定
- ・翻訳機能(英語)の追加
- ・ホームページのリニューアルに関するコンサルティングおよび各種支援
- ・各関係ドキュメント、成果物の作成

(2) 業務のスケジュール

スケジュールは下記を予定している。なお、詳細は受託事業者と協議の上、決定する。

令和6年10月上旬 契約締結

令和7年2月上旬 リニューアルされたホームページ公開

3 業務委託の内容

甲のリニューアル業務委託仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結時から令和7年3月31日(月)まで

5 予算上限額

1,800,000円（消費税および地方消費税を含む）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、別途仕様書に明記した、企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※ 次年度以降の保守・管理・運用費は別途見積となる。

6 担当部署

公益財団法人宮崎県立芸術劇場 音楽祭ホームページリニューアル業務担当

企画広報課広報営業係長 横田香理

〒880-8557

宮崎市船塚3丁目210番地

電話 0985-65-6888

FAX 0985-20-6670

MAIL yokota-kaori@miyazaki-ac.jp

7 企画提案競技参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係わる競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年告示第93号)第2条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込みの者で業種がサービス(役務の提供)の者、もしくは過去2年以内にこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (3) 宮崎県内に本社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。
- (4) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条)第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む)の統制下にある法人でないこと。
- (8) 県税に未納がない者。

8 スケジュール(予定)

- (1) 公告 令和6年8月6日(火)
- (2) 企画提案競技参加申込書受付期限 令和6年9月6日(金)午後3時
- (3) 質問書受付期限 令和6年9月10日(火)午後3時
- (4) 企画提案書等提出期限 令和6年9月18日(水)午後3時
- (5) 企画提案競技実施 令和6年9月25日(水)午後2時
- (6) 選定結果通知 令和6年10月1日(火)

9 仕様書等の配布場所および配布期間

- (1) 配布資料
 - ア 本要領
 - イ 各種様式
 - ウ 仕様書
 - エ 審査基準表
 - オ 契約書(案)
 - カ 参考素材
- (2) 配布場所 本要領6の場所
- (3) 配布期間 令和6年8月6日(火)から9月5日(木)まで(休館日を除く、午前9時から午後5時まで)
※ 配布資料(カを除く)については、上記期間中メディキット県民文化センター(宮崎県立芸術劇場)ホームページからダウンロードができる。ホームページアドレス <http://www.miyazaki-ac.jp>

10 事前説明会

事前説明会は実施しない。

11 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領6の場所
- (2) 提出期限 令和6年9月6日(金)午後3時(必着)(送付の場合も必着とする)
- (3) 提出方法 持参、送付又は電子メール
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書(様式第1号)
 - イ 代理人を選定した場合は、委任状(様式第2号)

(5) その他

- ア 電子メールで参加申込書および委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
- イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、公益財団法人宮崎県立芸術劇場から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日(休館日を除く)までに連絡が無い場合には、問い合わせること。なお、提出期限である9月6日(金)に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日の午後3時までには本要領6の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
- ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第3号)を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限9月18日(水)までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
- エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDF とする。

12 質問および回答

(1) 質問

- ア 質問書の提出方法
本業務に関し質問がある場合は、質問書(様式第4号)を提出すること。
 - ① 提出方法は、本要領6の担当へ FAX 又は電子メールにて行うこと。
 - ② 件名は「ホームページリニューアルに係る質問」とする。

イ 受付期限

令和6年9月10日(火)午後3時まで(必着)

(2) 回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して3日以内(休館日を除く)に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

13 企画提案書の作成および提出書類

(1) 提出書類

下記のアからカを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

- ア 企画提案競技申請書(様式第5号)
- イ 会社概要(様式第6号)
- ウ 企画提案書およびトップページ・コンテンツのデザイン画
- エ 甲のリニューアル業務委託見積書

見積書の様式は任意だが、積算内容を明記すること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税および地方消費税額、合計額を積算内容とともに明記すること。

なお、企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積に含むこと。

宛名は「公益財団法人宮崎県立芸術劇場 理事長 松坂千尋」とすること。

オ 保守運用に係わる見積書

令和7年度以降の運用保守の年間経費について、税抜き金額、消費税および地方消費税額、合計額を積算内容とともに明記すること。様式は任意とする。

なお、次の点に留意すること。

- ・今回の企画提案競技で選定された最優秀提案者と令和7年度以降の契約を締結することを確定するものではないこと。
- ・令和7年度以降の保守運用契約を締結する場合、契約内容および契約金額については、協議の上、変更する場合があること。

カ 業務実績

既存のものおよび過去5年以内の地方公共団体との契約実績

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出場所 本要領6の場所

イ 提出期限 令和6年9月18日(水)午後3時(必着)

ウ 提出方法 持参又は送付とする。送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成にあたっての留意点

ア 提案者は A4 判(やむを得ない箇所は A3 折りたたみでも可)で概ね10ページ程度とし、提出部数は6部(正本1部、副本5部とし、正本には押印すること)とする。パンフレット類等の添付資料も6部準備し、別綴りとする。

イ サイト構築の企画内容

・審査基準表に従い、わかりやすい表現で記述すること。

なお、審査基準書に記載されていないアイデア等はその旨がわかるように工夫すること。

・全体構成図(サイトマップ)を提示すること。

・トップページおよびコンテンツのデザイン画を提示すること。

・トップページで全てのコンテンツが確認でき、トップページ及び各詳細ページは統一性を持たせたデザインであること。

ウ 本業務を実施するに当たり、職員に求める作業および資料等についても記載すること。

エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 応募された企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

カ 作成したテンプレート等の著作権は、甲に帰属するものとする。

14 選定方法

書類審査による企画提案競技方式(ただし、必要に応じて聞き取りを行うことがある)とし別紙審査基準により、提出された企画提案書および見積書を審査し、契約締結候補者を選定する。

15 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は協議の上、変更する場合がある)ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

16 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書および見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項および企画提案競技に関する条件に違反したとき。

17 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、甲は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案競技の参加により、甲から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については甲と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

メディキット県民文化センター(宮崎県立芸術劇場) 音楽祭ホームページリニューアル業務委託仕様書

1 業務の目的

メディキット県民文化センター(宮崎県立芸術劇場)(以下「甲」という)の音楽祭ホームページを、劇場の再オープンおよび音楽祭第30回の節目に合わせてデザインを一新し、より「魅力的に」「見やすく」「わかりやすい」サイトとなるようリニューアルすることで、より多くの人に音楽祭の魅力をPRし、一層の集客を図る。

特に機能については、コンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を採用し、職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、正確さと利便性を図るものとする。

2 業務概要

本業務は、音楽祭ホームページを開設するにあたってのリニューアルデザインの作成、ページ構成、構築、スマートフォン対応、運用マニュアルの作成までを含めた、ホームページ開設に伴う業務全般とする。

また、リニューアルに伴う次年度からの保守・管理・運用費は別途契約とする。

3 委託期間

契約締結時から令和7年3月31日まで

4 委託料

予算上限額 1,800,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※上記金額は、別途仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※次年度以降の保守・管理・運用費は別途見積となる。

5 ホームページの内容等

(1) 全体について

ア 現行ホームページ <http://www.mmfes.jp> の全配下ページを構築するが、新たなサーバーを用いる場合においても、現行ホームページのドメインの引き継ぎを行うこと。(URL、メールアドレス)

イ 音楽祭の魅力を発信する機能や仕組みをつくる。

音楽祭に対して、興味や関心、親しみを持ってもらえるように、魅力を発信する機能や仕組みをつくる。

ウ 閲覧者への配慮を重要視する

多様化する利用環境(スマートフォン、タブレット端末、ブラウザ、通信回線等)に配慮し、利用者の視点に立ち、誰にでもわかりやすく、使いやすい WEB サイトを構築する。

エ 拡張性を確保する

閲覧者及び当財団職員のニーズの多様化や高度化、情報発信の状況変化等、将来的な変化にも柔軟に対応できる拡張性を確保する。多言語対応については、日本語と英語に対応する。

(2) コンテンツについて

ア コンセプトやデザインなどに配慮し、ホームページを構成する各コンテンツを作成すること。

イ ホームページの構成は、受託者(以下「乙」という。)と協議を行った上で決定するものとする。また、閲覧者にとっての使いやすさを優先し、タイトルを見ただけでコンテンツの内容を想像できるカテゴリ分類となる

よう、設計を行うこと。

ウ 複数のアクセス経路から目的のコンテンツに到達できること。

エ 掲載する画像素材・テキストについては、概ね当財団が提供するものとするが、協議の上、一部は委託業務に含む場合がある。

(3) CMS の導入

ア 当財団職員によるコンテンツの作成・更新・管理等が容易に行うことができ、操作性に優れていること。

イ Word や Excel の操作感覚での入力・更新やコピー & ペーストによる操作・処理も行えるなど、作業効率の向上及び省略化が図られること。

ウ 公開予約、公開期限、サイトマップの自動生成などの管理機能が充実していること。

エ 検索エンジン、バナー広告、カレンダー機能、地図検索、動画配信等の付加機能が設定できること。

オ CMS 導入後メンテナンス等の運用経費が低く抑えられるシステムとする。

(4) SEO への配慮

一般的なディスクリプションとキーワードの設定を施し、検索した際に当音楽祭のホームページに容易にたどりつけるようにすること。

(5) アクセス解析機能

ホームページのアクセス状況を確認することができる機能(Google アナリティクス等)を各ページに付加すること。解析については、訪問数を調べるページビュー機能、アクセス経路を解析する機能、パソコンからのアクセスかスマートフォンやタブレット端末からのアクセスなのかを分析するサイト分析機能を持ち、常時、解析状況を確認できる仕様とすること。

(6) 追加提案

上記(1)~(5)以外に、独自の企画がある場合は別途提案すること。また、この独自企画については、評価対象として重要視する。

6 業務詳細

(1) スマートフォンや各種タブレット利用者が横スクロールをすることなく閲覧できるよう、レイアウトを最適化することができるコンテンツを作成すること。

(2) トップページで全てのコンテンツが確認でき、トップページ及び各詳細ページは統一性を持たせたデザインであること。

(3) アクセシビリティ対応について、宮崎県ウェブアクセシビリティの方針のとおり「JISX 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」で定めるウェブアクセシビリティ配慮について、適合レベル「AA」に準拠すること。

(4) ホームページのリニューアル後、どの業者であっても年間の保守・管理・運用ができるようにプログラムを組み立て、年間の保守管理業者に情報提供するなど、適宜対応すること。

(5) 甲がホームページを管理運用する上で、リニューアル後の運用負担を軽減するための実装設計や設定を行うこと。

(6) データの消失を防ぐために、コンテンツのバックアップを適宜実施すること。

(7) 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けた際、乙の経験上起こりうる問題について、速やかなデータ復旧など必要に応じ適切な対応を行うこと。

(8) 原則として Flash Player を必要とするコンテンツは掲載しないこと。

(9) ホームページのコンテンツ更新、承認、管理に係る操作マニュアルを作成すること。

- (10) 乙の専門的な立場から、将来的な技術革新や ICT を取り巻く社会情勢の変化等も見据え、本業務の委託費用範囲内で甲が要求している要件以外で、効果的な提案がある場合は、提案書に明記すること。
- (11) サーバ類は当財団内に置くことはせず、外部データセンター等において運用すること。

7 成果物の納入について

(1) 音楽祭ホームページのリニューアル

ホームページデータをサーバへアップロードし、リニューアルした甲のホームページを閲覧することができるようにすること。

公開にあたってはパソコンおよびスマートフォン環境(下記9-(2)参照のこと。)において必要な動作検証を行うこと。

(2) 保守・管理・運用

ホームページ制作着手後から委託期間終了までの間、ホームページの保守・管理を行い、必要な対応(動作検証、不具合等の修正)を行う。また、業務履行期間内に軽微な修正・追加を甲が要望する場合、速やかに内容を協議のうえ、対応すること。

8 実施スケジュール

詳細なスケジュールについては、甲と乙との間で協議のうえ決定することとするが、概ね、以下の日程を想定すること。

(1) 委託期間

契約締結時から令和7年3月31日(月)

(2) 運用開始

開設日を業務スケジュールにて提出すること。なお、令和7年1月上旬にはテスト環境等で仮公開が可能のこと。

ア 暫定開設 令和7年1月下旬

イ 全開設 令和7年2月上旬

(3) 保守・管理・運用期間

運用開始日(令和7年2月上旬)から令和7年3月31日で、次年度以降は一年ごとの保守・管理・運用契約とすること。

9 ホームページ制作及び管理に係る要件

(1) システム要件

甲の音楽祭ホームページの作成及び新着情報システムの構築など必要な設定を行い、利用可能な状態にすること。

(2) 対応ブラウザ

Internet Explorer 11 以上, Microsoft Edge, Google Chrome 最新版, Firefox 最新版, Safari 最新版で閲覧した場合、レイアウトやデザインの崩れがないこと。また、スマートフォンや各種タブレットで閲覧した場合でも情報の欠落がないこと。

10 テスト検証について

リニューアル作業期間に動作テスト・表示確認を行うものとし、非公開のテストサイトを別途準備して、デザイン及

びコンテンツの調整・確認を行うこと。

11 成果品

(1) 成果品

- ア 音楽祭ホームページデータのサーバへのアップロード(上記7参照のこと。)
- イ 成果品報告書
- ウ 操作マニュアル
- エ 議事録等
- オ リニューアルホームページの電子データ(DVD-R 等)

(2) 提出先

〒880-8557
宮崎県宮崎市船塚3丁目210番地
公益財団法人宮崎県立芸術劇場 理事長 松坂千尋 宛

12 業務の進行・処理・その他

(1) 乙は、業務の内容及び範囲について甲と十分打ち合わせを行いながら委託業務を行い、業務の目的を達成すること。

(2) 著作権

- ア ホームページ及び SNS 作成に関する一切の著作権は甲に属するものとする。ただし、オペレーションシステム・ミドルウェア・CMS 等のパッケージは含まない。
- イ 業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。
- ウ 制作物が著作物に該当する場合において、当財団が当該著作物を利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、その詳細については受託者と当財団の間で協議する。

(3) 守秘義務

本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。

(4) 賠償責任

乙の責により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害を賠償すること。

(5) 疑義に関する協議

委託業務の遂行にあたり、疑義等が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定すること。

(6) 不良個所等の対応

業務完了後に、乙の責任に帰すべき理由による納品物の不良個所等があった場合は、乙は速やかに必要な修正等の対応措置を行うものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(7) 再委託

乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。(再委託については、宮崎県に本社を置く地元企業を活用されたい) なお、この場合であっても書面による甲の承認を得ることとし、再委託先についても、乙と同様の制約を負わせるものとする。

メディキット県民文化センター(宮崎県立芸術劇場)ホームページのリニューアル業務審査基準表

審査項目		審査内容	配点
1 全体的な要件	コンセプト	・ホームページの広報的な位置づけや本件業務の目的を理解しているか	/10
	類似業務の実績	・類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか	
2 コンテンツ	デザイン	・各ページに統一性があるか ・利用者から見て魅力的で人を引きつけるデザインで、情報伝達効果に優れているか	/45
	操作性	・情報への入口がわかりやすく配置され、各コンテンツへ誘導する「導線」が適切に配慮されているか ・ウェブ・アクセシビリティに配慮した画面構成になっているか ・画面展開の工夫がなされているか	
	ユーザー環境等	・スマートホンやタブレットへの対応方針 ・多様な閲覧者を想定したコンテンツの作成方針	
3 事業実施	実施体制	・スケジュール ・システムを円滑に構築する体制となっているか ・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか	/10
4 保守・運用	情報セキュリティ対策等	・情報セキュリティ対策が妥当であるか ・保守体制や軽微なコンテンツの修正の考え方が妥当であるか	/10
	運用面	・職員による内容更新作業が容易に行えるか	
5 独自提案等	独自提案	・追加提案内容の特徴点の付加的評価	/5
6 価格点		・構築見積価格(最低見積金額/提案見積額)×配点 ※小数点第3位以下切り捨て	/20
小 計			/100

(案)

宮崎国際音楽祭ホームページリニューアル業務委託契約書

公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、宮崎国際音楽祭ホームページリニューアル業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、宮崎国際音楽祭ホームページリニューアル業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

（委託料等）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金	円
消費税及び地方消費税額	金	円
合計	金	円

2 前項の消費税及び地方消費税額は、契約日時点における税率に基づくものであり、当該消費税及び地方消費税の税率改正が適用される場合は、変更後の税率に基づく税額に変更するものである。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添の業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料等の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書の提出）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞無く業務委託実施報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料等の請求及び支払）

第10条 乙は、次表の実施期間におけるすべての委託業務において、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に当該期間に係る委託料等の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に当該期間に係る委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料等の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の責めに帰すべき理由により、契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

（2）乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

（3）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時舞台機構設備保守点検業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（4）前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 甲が第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、年額委託料等の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第15条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(著作権)

第16条 ホームページ及び SNS 作成に関する一切の著作権は甲に属するものとする。ただし、オペレーションシステム・ミドルウェア・CMS 等のパッケージは含まない。

2 業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。

3 制作物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、その詳細については甲乙の上、決定するものとする。

(費用の負担)

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 宮崎市船塚3丁目210番地
公益財団法人宮崎県立芸術劇場
理事長 松坂 千尋

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第9 乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウィルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(従事者への周知)

第12 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第13 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第15 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）